

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (新年度に向けた対応)

令和2年3月26日
宮崎県教育委員会

標記について、政府の新たな方針を踏まえ、これまでの対応から次のとおり変更します。

⑤ 今後の対応

全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する。ただし、具体的な教員の対応には、国から示された「3つの条件」など十分な感染防止対策を講じること。なお、今後の感染の拡大を見ながら、見直しを含め適宜判断すること。

* 3つの条件
(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等)

(1) 学校再開の理由

- 休業期間中に児童生徒等の感染者が出でないないため。
- 児童生徒等の学びの保障と保護者等との保健の障壁。

(2) 春休み期間中の対応（4月1日から始業日前日まで）
○ 感染拡大防止の取組を徹底し、校内での児童生徒等の活動を認める。特に屋内での活動については、密閉空間での長時間の活動等は避けなるなど、実施に向けての対策を各学校で講じること。

(3) 入学式等の対応
○ 入学式等は、感染拡大防止の取組を徹底した上で実施する。なお、その他の行事等についても同様の取組を前提に各学校で検討すること。

(4) 学習指導等の対応
○ 児童生徒等が授業を十分に受けれるよう、可能な限り必要な措置を講ずること。

(5) 学校・家庭での保健管理
○ 新型コロナウイルス感染予防については全職員で共通理解したうえで適切に実行する。
○ 携帯する体温計等を活用した児童生徒等につきの確認を行なうこと。
○ 検温及び登校観察シート等を活用した児童生徒等につきの確認を行なうこと。
○ 検温記録の下記の事項について周知すること。
○ 関連する風邪等による発熱、咳、鼻水、鼻炎等の症状がある場合は、保健室にて保健室へ相談する。
○ 保健室へ相談する場合は、欠席扱いにはならないこと。
○ 症状がない場合は、上記の記載を記入する。

(6) 部活動（別紙参照） 感染予防策をとった上で再開できることとする。

部活動再開の留意事項について

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いします。

- 1 練習前の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 生徒の体力の状況等を把握し、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- 3 3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。
 - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮する。
 - ・ 屋内での活動については、こまめな換気を心がけること。
 - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- 4 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。特に、異動等により顧問が不在の場合でも、実施状況を把握することができる担当の教師等を決めること。
- 5 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- 6 部室等の利用にあたっては、短時間の利用したり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。部室等の多くの生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するよう指導すること。また、タオル、コップ等の共用はさせないこと。
- 8 施設が限られる競技や人数不足により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。